

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成21年9月9日、鎌倉市笛田三丁目16番1号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成22年2月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 677,838円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成21年11月30日 |